

協定項目	21-7	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	福祉・保育・保健衛生事業	

福祉・保育・保健衛生事業

保健福祉専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調 整 の 内 容
058700	保育料管理事務	保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併後、段階的に調整する。 保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
058730	へき地保育所保育料管理事務	保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併後、段階的に調整する。 保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
058800	特別保育事業	特別保育事業については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。
059300	学童児童保育事業	学童児童保育については、合併後に再編し、利用料等の一元化を図るものとする。
059400	児童館管理運営事業	児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
060600	重度障害児（者）日常生活用具給付等事業	重度障害児（者）日常生活用具給付等制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
062500	身体・知的・児童障害者支援費制度	身体・知的・児童障害者支援費制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
063500	戦没者追悼式	戦没者追悼式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
063600	平和祈念式典	平和祈念式典については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
063800	災害弔慰金支給制度	災害弔慰金支給制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
064000	社会福祉協議会委託事業	1 社会福祉協議会に委託している事業については、新町においても引き続き委託するものとする。 2 事業内容、委託料については、合併後に再編する。
064600	在宅介護支援センター事業所	在宅介護支援センター事業所については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。

事務事業 ID	事務事業名	調 整 の 内 容
065700	高齢者保健福祉計画	1 第2期高齢者保健福祉計画については、平成17年度は旧町ごとの計画により従来どおり取扱うものとする。 2 第3期高齢者保健福祉計画については、合併後に新町において計画策定を行うものとする。
065800	生きがい活動支援通所事業	生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、利用者負担金等については、合併後に調整する。
066100	在宅老人緊急通報システム事業	在宅老人緊急通報システム事業については、業務は現行のとおり、新町に引き継ぐものとし、合併後、保守点検業務委託先等については、調整し一本化を図るものとする。
066900	長寿祝金・敬老金支給事業	長寿祝金及び敬老金支給事業については、平成17年度事業は、現行のとおり実施し、合併後は廃止の方向で検討する。
068600	敬老会事業	1 敬老会事業については、新町においても実施する。 2 平成17年度は、現行どおりの方法で実施し、合併後は、対象年齢・開催方法等について検討する。
073200	健康相談事業	1 健康相談事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 健康相談の方法等については地区巡回の必要もあることから、合併後に検討する。
073400	生活習慣病検査事業	生活習慣病検査事業については、次のとおりとする。 1 平成17年度は現行のとおり実施し、合併後に再編する。 2 個人負担金は従来どおり徴収することとし、検診項目にあわせて料金体系を統一する。 3 委託機関の一本化が図れるよう検討する。又町内病院等での検診は、受け入れ体制を考慮しながら、一般診療に支障がない範囲で実施する。 4 対象年齢を統一する。
074000	胃がん検診事業	1 胃がん検診事業については、合併後に再編する。 2 合併後は、委託先の本化について検討する。 3 自己負担金については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から徴収金を統一する。
076800	インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ予防接種事業については、次のとおりとする。 1 インフルエンザ予防接種事業については、合併後に再編する。 2 対象者、自己負担金等については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。 3 集団接種や個別接種等の方法についても検討する。
079200	健康まつり事業	健康まつり事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

先進事例（調整の内容）

■加美町 （宮城県／平成15年4月1日 新設）

傷害者福祉事業

- （１）身体障害者事業計画については、新町において、３町の計画に基づき、身体・知的・精神の障害者事業計画を速やかに作成する。
- （２）新町における身体障害者デイサービス事業及びホームヘルプサービス事業については、国制度の変更に伴い、利用者と事業者の契約による支援費制度に統一し実施する。
- （３）身体障害者相談員は、現在の町単位に配置する基本方針とする。
- （４）在宅酸素量放射酸素濃縮機器利用助成事業については、県の基準に統一する。
- （５）心身障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所については、新町に引き継ぐ。
- （６）精神障害者福祉ホームヘルプサービス事業及び精神障害者福祉ショートステイ事業については、国基準により統一する。

児童福祉事業

当面、現行のとおりとするが、子育て支援を充実する観点から、事業のあり方について同種の公民館事業等と調整を図りながら検討する。

保育事業

- （１）保育事業については、地域の実情を考慮し当面現行のとおりとするが、新町においては、子育て支援の対策の充実を図り、体制を整備する方針とする。
- （２）専用バスの送迎については、当面現行のとおりとし、在り方について新町において検討する。
- （３）保育所の保育料については、所得区分は国基準を参考に７段階とし、子育て支援を充実する観点から、利用者の負担額が図られるように統一する。ただし、鹿原保育所については、設置の経緯が他の保育所と異なるため、当面現行のとおりとし、新町において検討する。

その他福祉事業

- （１）保健福祉祭りについては、新町において事業内容を調整のうえ、実施する。
- （２）患者輸送バスについては、従来の実績等を考慮し、新町において調整する。
- （３）２町で実施している温泉施設共通利用券の発行事業は、合併時までに事業内容を調整のうえ、新町全体で実施する基本方針とする。
- （４）福祉医療費の助成関係については、中新田町の例に統一し実施する。

■あさぎり町 （熊本県／平成15年4月1日 新設）

保育事業

保育料の取扱いについては、国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。

健康づくり事業

- ・各協議会、委員会については、新町において新たに設置する。
- ・健康づくりにかかわる住民組織については、新町において新たに設置する。
- ・鍼灸治療費支給については、上村の例による。
- ・予防接種、乳幼児健診、集団検診（成人病他）、母子保健等については、現行を基本とする。

■東かがわ市（香川県／平成１５年４月１日 新設）

- ・母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- ・育児等健康支援事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- ・予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額を統一する。
- ・老人保健事業については、自己負担額等について、合併時に統一する。
- ・健康推進員会及び健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。
- ・女性の健康診査については、新市において実施する方向で検討する。

■上天草市（熊本県／平成１６年３月３１日予定 新設合併予定）

傷患者福祉事業

傷患者福祉事業については、次のとおり取扱うものとする。

- ①国または県等が定める制度については、補助基準等を基に、合併時に調整し実施する。
- ②町単独事業（身体障害者福祉年金）については、大矢野町の例により対象者に精神障害者等も含めて統一し、実施する。

その他福祉事業

各町ごとに実施しているその他の福祉関係事業については、高い水準に統一するよう調整に努める。

■南アルプス市（山梨県／平成１５年４月１日 新設）

高齢者福祉事業

- ・国または県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各市町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- ・敬老祝金については、８０～８９歳は７千円、９０～９９歳は１万円、１００歳以上は１０万円、１００歳時に給付する祝金等は３０万円とする。

児童福祉事業

国又は県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

各市町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう新市全体に拡大し実施する。児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。